

家庭学習支援事業「オンライン公設塾」

令和8年度 参加者募集のご案内

町では、児童生徒の家庭学習支援を目的に、民間学習塾と提携した取り組みとして「オンライン公設塾」を実施しています。

このたび令和8年度の参加者を募集しますので、参加を希望される方は次の事項をご確認のうえ、教育委員会あてお申し込みください。

なお、令和7年度に参加されていた場合でも、再度申し込みが必要です。

※この内容は令和8年2月時点の予定ですので、今後変更になる場合があります。

対象者は

- 町内の小学校5・6年生と中学校1～3年生です。
- 定員等は特にありません。

学習する教科は

- 全学年共通で『国語』、『算数・数学』、『英語』の3教科です。

学習の仕方は

- 塾講師による授業を収録した動画が多数用意されていて、テキストとともに、パソコンやタブレット等から授業動画を見ながら学習を進めます。
- 教科書の学習内容に準拠しているので、学校の授業の予習・復習をすることができ、わからなかったところは繰り返し見直すこともできます。



質問等への対応は

- 利用者一人ひとりに担当の塾講師を決めて、メッセージ機能またはテレビ会議の仕組みを使ったリモート面談により対応します。
- 塾講師は、質問等への対応、課題の出題・添削、受講状況の管理などを行います。

利用場所・時間は

- ネット環境のある場所なら、どこからでも利用できます。
- 授業動画の視聴には時間の制限はなく、24時間利用可能です。
- 塾講師とのリモート面談は、日曜・祝日を除き、事前に時間調整のうえ実施します。

利用にかかる費用は

- 利用は無料です。受講料やテキスト代は町が負担します。
- 家庭でのネット環境とパソコンなど端末の用意は、保護者が行ってください。

必要な端末は

- 授業動画を見たり、リモート面談に使用するため、インターネットに接続したパソコンやタブレット等が必要です。
- 学校で使用しているパソコン(GIGA 端末)を自宅に持ち帰っている時は、それを利用して差し支えありません。
- 授業動画の文字を見る際に、画面サイズの大きさがある程度必要のため、タブレット以上の使用が推奨されます。



〈裏面に続く〉

利用までの流れ



- 利用を希望する児童生徒の保護者は、「利用申請書」に必要事項を記入のうえ、教育委員会へ提出してください。
- 教育委員会では申請内容を確認のうえ、問題がなければ利用を承認し、保護者へ通知します。
- 教育委員会が利用者として承認した児童生徒の情報は、提携事業者（民間学習塾）へ事業実施に必要な範囲で共有します。
- 教育委員会から利用者に対し、テキスト等の教材とともにシステム利用のためのID・パスワード等の情報を交付します。
- 提携事業者から利用者に対し、利用の仕方等についての説明を行います。
- 利用者は、端末からインターネット経由でシステムにログインし、学習を始めます。

開講の時期

- 令和8年4月中旬を予定しています。
- 開講にあたり、利用者説明会（開講式）を上記の時期に予定しています。新規利用の方は保護者とともに、継続の方も利用する児童生徒本人は極力ご出席いただけますようお願いいたします。

留意事項

- 利用が承認された場合の期間は、最長で年度末までとなります。更新を希望する場合は、再度申請が必要です。
- 利用開始後に事情により利用を中止しようとする場合は、教育委員会へ届出が必要です。
- 利用者又はその保護者の行為により、事業の適正な実施に支障が生じると教育委員会が判断したときは、利用の承認を取り消す場合があります。

申し込み方法

- 「家庭学習支援事業 利用申請書」に必要事項をご記入のうえ、下記まで提出してください。
- 何かご不明な点がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

《申し込み・お問い合わせ先》

〒058-8501 様似町大通1丁目21番地
様似町教育委員会 生涯学習課学校教育係
TEL 0146-36-2521 FAX 0146-36-4210

